



当社は技術力に自信を持っていますが、世間的にはまだまだ認知されていない状況です。そこで、技術ブランドというものを商標で保護できると聞き、活用してみたいと考えていますが、これはどのようなもので、こういったメリットがありますか。また、商標法で適切に保護されるのでしょうか。



(広島県 T. Y)



1. はじめに

商品自体は目に見えるものですが、それを構成する「技術」は目に見えにくいものであるため、その内容を伝えようと技術情報を提供し説明しても、専門的知識のない需要者は十分に理解できないこともあろうかと思われれます。

これに対して、「技術」を特定の名称やマーク等で象徴的に表すことで可視化させ、技術内容を完全に理解せずとも他社と区別できるようにするのが技術ブランドです。

2. 技術ブランドの具体的内容

●メリット

技術ブランドを活用するメリットとして次のような点が考えられます。

- ①技術を特定の名称等により可視化することで、需要者にその技術に対する優れたイメージを認識させ、他社との差別化を図ることができる。
②自社の技術の優位性を示しやすく、他社とのライセンス等の場面で交渉を有利に進めることができる。
③同様の技術を使用して新規事業を行う際、既存のブランド力を拡張しやすくなる。

●商標法による保護は可能か

商標法では指定商品・役務ごとに商標権が発生するところ、技術ブランドの名称自体は、特定の商品に使用するものではないため、商標権による直接的な保護は難しいといえます。

その一方で、各企業は自社の技術ブランドを商標法により何とか保護すべく、技術名称等の商標を、当該技術を使用もしくは使用予定の商品・役務の範囲において登録するといった方法を採用してきた実情があります。

【技術ブランドの登録商標例】

- ・EyeSight
登録第6052665号
区分：12、35類
・プラズマクラスター
登録第4582023号等
区分：6、7、9、10、11、19、20類等

ただし、技術ブランドに係る商標の使用については、従前よりその技術によってもたらされる品質、機能上の特徴等を説明し、訴求するための記載でしかないとして商標的な使用が否定されることが問題となっていました。

すなわち、商標的な使用に該当しないのであれば、他人に権利行使をした

としても不使用取消審判による取り消しを理由に認められず、保護が不完全となる点が懸念されます。

しかし、最近では、技術ブランドに係る商標の使用が商標的な使用に該当するか否かという点について、以前とは異なり下記裁判例のように肯定される例も見られ、技術ブランドは商標法においても保護し得るようになってきていると思われれます。

・GENESIS事件（平成23年（行ケ）第10096号）
総合電気メーカーの画像処理技術に関する技術ブランドを、同社が製造、販売するファクシミリ（完成品）の広告・価格表等に用いた場合において、当該技術ブランドの使用がファクシミリへの商標の使用と認められた。

3. おわりに

以上のように、技術ブランドの商標的な活用は、懸念点があるとしても、そのメリットを考えますと前向きに進めてよいかと思われれます。

ただ、その活用は単に商標登録するだけでは足りず、継続的な広告宣伝等が必要ですので、中長期的な計画を基に活動されるとよいでしょう。